



## ユナイテッド・オーバーシーズ銀行 東京支店 利益相反管理方針

ユナイテッド・オーバーシーズ銀行東京支店(以下、「当行」といいます。)は、「ユナイテッド・オーバーシーズ銀行東京支店利益相反管理方針」を制定し、その概要を以下のとおり公表いたします。

### 1. 目的

お客さまの利益を不当に害することがないよう、当行又は当行のグループ各社における利益相反を適切に管理することを目的としております。

### 2. 管理の対象とする利益相反の種類

本方針で管理対象とする利益相反は、以下の二つの関係におけるものとします。

- お客さまと当行又は当行グループとの間の利益相反
- お客さまと他のお客さまとの間の利益相反

### 3. 利益相反のおそれのある取引の種類および取引例

利益相反のおそれのある取引の種類としては以下のものが考えられます。なお、これらの類型に形式的に該当するからといって直ちに利益相反のおそれのある取引となるわけではありません。

- 顧客と当行又は当行グループ会社の利害が対立する取引
- 顧客と当行又は当行グループ会社の他の顧客の利害が対立する取引
- 顧客と当行又は当行グループ会社が同一の対象に対して競合する取引
- 顧客と当行又は当行グループ会社の他の顧客とが競合する取引
- 顧客と当行又は当行グループ会社が顧客との関係を通じて入手した情報を利用して当行グループ会社、当行グループ会社の役職員あるいは当行グループ会社の他の顧客が利益を得る取引

なお、利益相反に該当するか否かの判断において、レピュテーションに対する影響がないか等の事情も考慮いたします。

### 4. 利益相反のおそれのある取引とその特定方法

- 典型的に利益相反を引き起こすおそれがある取引に関する情報を集約した上で、当行グループの行う他の取引との関係等に照らして利益相反のおそれのある取引を個別に管理対象取引として特定する方法
- 性質・構造上、利益相反を引き起こすおそれがある商品・サービス等について、当該商品・サービス等に係る取引を一括して管理対象取引として特定する方法

### 5. 利益相反の管理方法

当行グループは利益相反となる取引を特定した場合、次に掲げる方法その他の方法により、当該お客さまの保護を適正に確保いたします。

- 取引に関係する部門を分離する方法
- 取引の一部または全部の謝絶、変更、または中止
- お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、守秘義務に違反しない範囲で当該お客さまに適切に開示する方法

### 6. 利益相反管理体制

利益相反のおそれのある対象取引の特定の記録、顧客の保護を適正に確保するための措置の記録については作成の日から五年間保存し、利益相反管理に関する全体的な管理体制を統括する、営業部門からの独立性を保證された利益相反管理統括部署をコンプライアンス部とし、利益相反管理統括者をコンプライアンス部長とします。

### 7. 利益相反管理の対象となる会社の範囲

- UOBアセットマネジメントジャパン(株)
- その他当行の海外のグループ会社

以上